



陳情30 第26号



都市計画税廃止の陳情

【陳情理由】

都市計画税は第二次大戦中に創設され、戦後は米国の占領政策により一時廃止されました。その後財源不足の中で、受益者負担の制度を拡張し、施設充実に要する財源を確保するために1956年（昭和31年）に目的税（道路事業、土地区画整理事業、公園事業、下水道事業、市街地再開発事業等）として復活しました。

藤沢市においては、都市計画税が1964年（昭和39年）に復活し、1970年（昭和45年）には都市計画法が改正され、市街化区域と市街化調整区域に線引きされました。都市計画法改正後は市街化区域の土地、建物には都市計画税が課税され、市街化調整区域の土地、建物には課税されず現在に至っています。尚、平成30年度藤沢市の都市計画税徴収税額は59億4688万円です。この間にも、この都市計画税を支払っている地域と支払っていない地域があることに対して、課税権者が市民に対して明確な説明をしていません。納税は日本国民の義務でもあります。しかし、義務の根底にあるのは法の下での平等でなければなりません。

また本来、都市計画税は道路整備などの費用の一部に充当する目的税として地方税法で定めています。しかし、市街化区域に土地、建物を所有する者だけに負担させるのは不平等不公平ではないのかという不満から、兵庫県豊岡市、新潟県村上市、鳥取県倉吉市、茨城県常総市等が都市計画税を廃止しました。

【陳情項目】

都市計画税を即刻廃止するよう市に働きかけてください。

2019年2月13日

藤沢市善行2-17-2

齋藤 義宗

藤沢市議会議長

松下 賢一郎様